

登録企業遵守規定

(KM1/2-P008)

2008年 3月21日 制定

高圧ガス保安協会

本要領は高圧ガス保安協会の財産であり、配布されたものの全部又は一部を、当協会配布管理責任者に無断で複写・再生・流用したり、第三者の手に渡したりすることを禁じます。

登録企業遵守規定

1. 目的

この規定は、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）の品質マネジメントシステム審査登録業務及び環境マネジメントシステム審査登録業務において、協会の審査登録を受けた企業又は団体（以下「登録企業」という。）が審査登録の維持・継続のために協会が定めた事項を遵守することにより、当該業務を公正、適正、かつ円滑に実施することを目的とする。

2. 遵守事項

2. 1 一般

- (1) 登録企業は、登録に係る品質マネジメントシステム及び／又は環境マネジメントシステム（以下、「マネジメントシステム」という。）を、適用規格その他審査登録のための要求事項に適合し、かつ、有効であるように維持しなければならない。
- (2) 登録企業は、協会による次の審査を受け入れ、審査を実施するために必要となるあらゆる手配（対象となるすべてのプロセス・領域・記録・要員へのアクセス及び文書の調査のための用意を含む。）を行わなければならない。
 - ① 1年ごとの定期審査（ただし、更新審査を行う場合は、更新審査が代替する。）

この場合において、定期審査は、原則、登録証の初回登録日に対応する日の3ヶ月前の日を起点として、その起点の日から±3ヶ月の期間内に、かつ、登録後初めての定期審査においては登録のための審査の終了日から1年以内に、その後の定期審査においては前回の審査（定期審査又は更新審査）から1年3ヶ月以内に、受審すること。
 - ② 3年ごとの更新審査
この場合において、更新審査は、原則、登録証の初回登録日に対応する日の3ヶ月前の日を起点として、その起点の日から±3ヶ月の期間内であって、かつ、前回の審査（定期審査）から1年3ヶ月以内に、また、協会が行う審査評価委員会の判定が登録証の有効期限内に行われるように受審すること。
 - ③ 下記の不定期審査
 - (a) 定期審査を補うため、登録企業と協会との合意により行う補間審査
 - (b) マネジメントシステムの変更に伴う再審査 [2. 2注記3) 参照]
 - (c) 協会への苦情又はその他の情報の分析結果から、必要に応じ臨時に行う再審査
 - ④ 是正処置の確認のための再審査 [2.5 (2) ⑤参照]
- (3) 財団法人日本適合性認定協会（JAB*）（以下「JAB」という。）の認定マークを表記した登録証を所有する登録企業は、協会が行う上記(2)の現地審査において、JABの審査チームが立会いを求める場合には、拒否する正当な理由がない限り、これを受け入れるものとする。

注* JAB : The Japan Accreditation Board for Conformity Assessmentの略称

2. 2 マネジメントシステムに関する変更届と再審査等

- (1) 登録企業は、登録されたマネジメントシステムに関する変更について、次のような場合は、協会に対して速やかに変更届を提出しなければならない。
- ① 企業名、事業所名、所在地表示等、登録証記載事項の表示に変更があった場合
 - ② 受審責任者、マネジメントシステムの管理責任者又は連絡担当者に変更があった場合
 - ③ 登録範囲の変更（登録対象の事業所の増減、登録対象の活動・製品・サービスの範囲の変更など）をしようとする場合
 - ④ 下記⑤～⑫の場合を除き、マネジメントシステムの適合性や有効性に影響を及ぼす可能性があるその他の変更をしようとする場合（組織体制、組織規模の変更など）
 - ⑤ 事業活動を休止しようとする場合
 - ⑥ 事業活動を再開しようとする場合
 - ⑦ 登録を辞退（登録全体を返上）しようとする場合
 - ⑧ 事業を廃止しようとする場合
 - ⑨ 事業を譲渡しようとする場合
 - ⑩ 企業を合併しようとする場合
 - ⑪ 企業を分割し、事業を移転しようとする場合
 - ⑫ 破産、民事再生、会社更生、特別精算等の法的な整理手続をとる場合

注記1) 変更届が(1)の①～④の場合であって、登録証記載事項の表示以外にマネジメントシステムに実質的な変更がない場合は、協会は登録企業に対して必要に応じ速やかに登録証の再発行を行う。

注記2) 変更届が(1)の①～④の場合であって、マネジメントシステムに実質的な変更がある場合は、協会は再審査の可否を判断する。再審査を要しないと判断した場合は、必要に応じ速やかに登録証の再発行を行う。

注記3) 上記注記2) で再審査が必要と判断した場合は、次による。

(a) 再審査は、登録企業と協議のうえ、原則として速やかに実施する。ただし、直近に定期審査又は更新審査があるときは、それらに併合して実施することができる。

(b) 再審査の結果、登録の変更に問題がない場合には、協会は登録の継続を認めるとともに、必要に応じて登録証の再発行を行う。

注記4) 変更届が(1)の⑤の場合は、協会は登録の一時停止を行う。なお、後日、(1)の⑥の変更が提出された場合は、上記注記3) に準ずる。

注記5) 変更届が(1)の⑦、⑧、⑨、⑪及び⑫の場合は、協会は、適切な期限において当該登録企業の登録を抹消するとともに、登録証を回収する。変更届が(1)の⑩の場合で、当該登録企業が合併後のマネジメントシステムを承継する場合は、注記1)～注記3) の場合に準ずる。

注記6) 変更届が(1)の⑨、⑩及び⑪の場合であって、事業を承継する企業（元の登録企業の場合を除く。）がマネジメントシステム審査登録を継続して希望するときは、協会は当該企業と審査登録業務実施契約の手続きを行い、必要な審査を実施する。

2. 3 登録証、登録ロゴ等の使用条件

- (1) 登録企業は、顧客等の要求に応じ、登録証のコピーを提供できる。ただし、原本と

混同のおそれがある場合、登録証のコピーには、コピーである旨の識別を行わなければならない。

- (2) 登録企業は、登録ロゴ（KHKのマークを含み、また、JAB認定マークの使用を認められた場合は、それも含む。以下、同じ。）を次のような場合に、登録の範囲内及び登録の有効期間内においてのみ、使用することができる。
 - ① 企業紹介パンフレット等広報活動文書への掲載、貼付及び解説文中への引用
 - ② 企業名入り封筒、用紙等への印刷及び貼付
 - ③ 製品カタログの解説文中への引用

なお、登録ロゴを名刺に使用する場合は、該当事業所における登録範囲の業務に従事する者のみが使用できる。
- (3) 登録企業は、マネジメントシステムが適用規格に適合していることを示すためのみ登録を使用し、協会によって、製品（サービスを含む。）又はプロセス自体が適格であると証明されたと誤解を招くような方法で登録を利用してはならない。例えば、製品自体や製品の包装に登録ロゴを使用してはならない。
- (4) 登録企業は、登録範囲についてのみ登録されていることを表明しなければならない。また、登録範囲の縮小を受けた場合は、縮小部分で登録ロゴを使用したり登録を表明してはならず、関連するすべての宣伝・広告等を修正しなければならない。なお、2.2の変更届に伴い登録範囲の縮小を受けた場合も、同様とする。
- (5) 登録企業は、登録の一時停止又は取消しを受けた場合、それ以降（一時停止の間はその解除を受けるまでの間）、登録ロゴを使用してはならず、また、すべての宣伝・広告等での登録の引用を中止し、協会の要求に従って登録証を返却しなければならない。なお、2.2の変更届に伴い登録の一時停止又は抹消を受けた場合も、同様とする。
- (6) 登録企業は、協会がJABから認定範囲の縮小を受けた場合、該当部分においてJAB認定マークの使用を中止しなければならない。
- (7) 登録企業は、協会及び／又は審査登録制度の評価を損ない、又は社会的信用を失墜させるような方法で登録を使用してはならない。また、誤解を招く又は認めた範囲を逸脱すると協会が見なすような登録に関する表明をしてはならない。登録証、登録ロゴ、審査報告書等の登録情報は、それらの一部分であっても、誤解を招くような方法で自ら使用せず、また、他者にも使用させてはならない。
- (8) 登録企業は、登録証及び登録ロゴを使用した場合、又は登録に関する何らかの表明をした場合は、その記録（サンプル又はコピーを含む。）を保管し、協会による定期審査、更新審査及び不定期審査の際に、求めに応じて開示しなければならない。
- (9) 登録企業は、文書、パンフレット、宣伝・広告等の媒体で登録について触れる場合、上記（1）～（8）の要求事項及び協会から配布する「登録ロゴ使用の手引き」に従うほか、疑問がある場合は事前に協会に問い合わせ、確認を行うものとする。

2.4 コミュニケーションの記録の利用

- (1) 登録企業は、適用規格その他該当する要求事項に従って、顧客又は外部の利害関係者から受けた苦情その他関連するコミュニケーション及びそれに関連してとった処置の記録を保管し、必要に応じ協会が利用できるようにしなければならない。
- (2) 上記（1）の記録は、協会による定期審査、更新審査及び不定期審査の際に、求めに応じて開示しなければならない。

2. 5 協会からの是正要求への対応

- (1) 登録企業は、次のような協会からの是正要求に対して、下記(2)の対応手順に従って是正処置を実施しなければならない。
 - ① 2. 1 (2)の定期審査、更新審査及び不定期審査における、又は審査以外の機会に明らかになった、不適合事項に対する是正要求
 - ② その他、本「登録企業遵守規定」への違反に対する是正要求
- (2) 是正要求への対応手順は、次の①～⑤による。
 - ① 登録企業は、協会から通知された不適合事項又は違反の内容、及び是正期限を確認する。
 - ② 上記是正期限は、適正な範囲に限り協会との協議により変更することができる。ただし、協会の審査評価委員会が特に付した期限についてはそれに従う。
 - ③ 登録企業は、是正期限内に、原因除去のために有効な是正処置を完了させる。
 - ④ 登録企業は、上記是正処置の報告書を協会に提出する。なお、協会との協議により、必要に応じ、是正処置の計画書、途中経過の報告書等も提出する。
 - ⑤ 協会が上記④の報告書の内容を確認し、更に現地再審査を要すると判断した場合には、登録企業はこれを受け入れ、現地再審査による確認を受ける。

3. 登録の一時停止・取消し、登録範囲の縮小

- (1) 登録企業による次のような行為又は状態は、登録の一時停止又は取消し若しくは登録範囲の縮小（登録範囲の一部取消し。以下、「登録範囲の縮小」という。）の原因となる。
 - ① 協会への提出文書又は審査時の提供情報における虚偽（登録前の行為が事後に露見した場合も含む。）
 - ② 適用規格その他審査登録のための要求事項又は本「登録企業遵守規定」に対し、常態化した、又は重大な、不適合若しくは違反があった場合
 - ③ 2. 5 (1)の是正要求への不対応
 - ④ 定期審査又は更新審査を、要求された頻度で受け入れない場合
 - ⑤ 審査登録料金の不払いその他審査登録業務実施契約の不履行
 - ⑥ 破産、行政の命令その他により、事業の継続が事実上できなくなったと認められる場合
 - ⑦ 登録又は審査登録制度に対する社会からの信頼を著しく損ねる行為があった場合
 - ⑧ その他、審査登録制度の目的に著しく反する行為があった場合
- (2) 登録の一時停止、取消し又は登録範囲の縮小の処分を受けた場合、当該登録企業は、協会の「異議申立等処理要領（KM1 / 2 - P 0 0 9）」に従い、協会に対して文書により異議を申し立てることができる。
- (3) 登録の一時停止は、当該登録企業から自発的に文書により理由を示して要請があり、協会がこれを適切と認めた場合にも行うことができる。
- (4) 登録の一時停止を受けた場合、当該登録企業は、協会が設定した一時停止の期間中にできるだけ速やかにその原因となった問題を解決しなければならない。一時停止の期間中に当該問題の解決が行われない場合は、改めて一時停止とする正当な理由がない限り、登録取消し又は登録範囲の縮小となる。当該要因が除去された場合の一時停止の解除は、再審査その他必要な確認を経て行う。

4. 登録の表明に関する違反の公表等

登録企業が誤解を招くような方法で登録証、登録ロゴ、審査報告書等を使用したり、登録の地位を不適切に引用したりした場合には、その違反の程度に応じ、協会による是正要求、登録の一時停止又は取消し若しくは登録範囲の縮小の対象となるのみならず、違反の公表、及び必要な場合には、法的手段（差止請求、提訴等）の対象となる。

5. 協会の窓口

- (1) 2. 1 (2) 及び2. 2 (1) の窓口は、ISO審査センター（以下「センター」という。）の審査グループマネジャー（審査GM）とする。
- (2) 2. 3 (9) の問い合わせ窓口は、センターの管理グループマネジャー（管理GM）とする。
- (3) 3. (2) の窓口は、上級経営管理者とする。

附 則

この制定（統合による改定0版）は、2008年5月1日から適用する。